平成２６年（フ）第４８９０号
東京都台東区三筋２丁目19―13―501
破産者　佐藤　　誠
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４８９５号
東京都江東区亀戸９丁目19―７―926
破産者　高井二久美
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４９６１号
東京都江戸川区北葛西４丁目23―15―101
破産者　中村　　清
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５０３０号
埼玉県新座市新座３丁目４―３―503
破産者　鈴木　　博
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５０６４号
神奈川県平塚市高根14―10
破産者　佐々木　章
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５０６６号
東京都世田谷区北烏山８丁目13―23―203
破産者　宇津　徹郎
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５０７０号
東京都大田区大森北１丁目23―16―304
破産者　海老沢理史
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２１３号
神奈川県横浜市港北区日吉本町５丁目55―９―306
破産者　粟谷　友彦
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２４４号
東京都杉並区上高井戸１丁目５―13―402
破産者　塩野　忠志
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２５６号
神奈川県横浜市中区根岸加曽台24―２　ガーデン南山手３号棟11
破産者　劉　　継忠
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５３２１号
埼玉県春日部市牛島1314
破産者　赤保　孝司
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５３２５号
埼玉県川越市大字笠幡3252―38
破産者　佐藤　慎士
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５３３３号
東京都墨田区東向島５丁目８―６―101
破産者　木澤　祐司
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５４０２号
千葉県市原市能満609―10
破産者　小林　　忠
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５４０７号
東京都新宿区山吹町296―106
破産者　秋山富美枝
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５４２１号
東京都葛飾区東水元１丁目６―７―201
破産者　木村實こと　朴　　實
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５４２２号
東京都葛飾区東水元１丁目６―７―201
破産者　木村泰子こと　金　　泰子
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７９１号
千葉県松戸市久保平賀304番地６
破産者　五輪ホーム株式会社
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１１７号
千葉県鎌ケ谷市丸山２丁目９番71―６号
破産者　有限会社ジェイ・エム・ムトウ
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１９９号
千葉県松戸市二十世紀が丘萩町115番地の５
破産者　伊藤　由紀（旧姓眞島）
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１１００８号
東京都江東区大島７丁目38番30号　ダイエー東大島店３階
破産者　医療法人社団赤坂会
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１００９号
東京都江東区南砂４丁目12―16―703
破産者　畑　　温
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部